

経済産業大臣 殿

富岡町長 山本 育男

福島再生加速化交付金（原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業）（基金）状況
報告書

上記について、福島再生加速化交付金（原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業）（基金）
交付要綱（経済産業省）の規定により関係書類を添えて提出します。

1 基金保管実績

(単位：円)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	年度末保管額 (A+B-C)
金融機関への預金	0	43,603	0	43,603
第48回交付決定分	418,827,000			418,827,000
合計	418,827,000	43,603	0	418,870,603

(注) 初年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とする。

2 基金運用実績

(単位：円)

基金の保有区分	運用益			合計額
	前年度まで	当該年度	翌年度以降（見込）	
金融機関への預金	0	43,603	568,271	611,874
合計	0	43,603	568,271	611,874

(注) 当該年度以降の運用益については、見込額を記載すること。

(添付書類)

- 1 地方公共団体の基金条例
- 2 歳入歳出決算（見込）書抄本

○富岡町福島再生加速化交付金基金条例

(平成 28 年 9 月 26 日条例第 29 号)

(設置)

第 1 条 福島復興再生特別措置法(平成 24 年法律第 25 号)第 33 条第 1 項及び第 34 条第 1 項に規定する福島再生加速化交付金事業の実施に要する資金を積み立てるため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 241 条第 1 項の規定に基づき、富岡町福島再生加速化交付金基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定める額の範囲内で町長が定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用基金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

富岡町歳入歳出決算（見込）書抄本

（単位：円）

歳 入		歳 出		
事 項	金額	事 項	金額	備考
（款）国庫支出金		（款）総務費		
（項）国庫補助金		（項）総務管理費		
（目）福島再生加速化交付金		（目）福島再生加速化 交付金基金費		
（節）福島再生加速化交付金	418,827,000	（節）積立金	418,870,603	
（款）財産収入				
（項）財産運用収入				
（目）利子及び配当金				
（節）利子	43,603			